

～停電に強いまちづくり あかりでエリア防災照明～
 住宅用非常灯・屋外非常灯・ソーラーライト等評定制度開始のお知らせ

1. 背景

2018年9月に北海道胆振地方東部地震による大規模停電（ブラックアウト）が発生し、夜間における照明の必要性が再認識されたことは記憶に新しいが、各自治体の防災システムの中に照明の在り方、活用に関する内容がほとんど盛り込まれていないのが実情である。そこで（一社）日本照明工業会（以下、工業会という）は、地域防災システムと連動したエリア防災照明システムの導入を提唱している。

一般的に夜間の避難においては、足元などの視界が悪く心理的な不安感もあるために、障害物等の回避や一定の避難スピードを維持することなどが困難であり、夜間の避難環境の改善は大きな課題である。現状、消防法および建築基準法において、火事等による停電時、商業ビルや地下街など不特定多数の人がいる建築物からの避難を目的として、誘導灯、非常用の照明装置の設置が義務付けられている。しかし、住宅や、避難経路など屋外の照明は、一部照明メーカーが独自で商品化したものが存在しているものの、業界で統一された規格はなく、設置に関する規定等も整備されていない。

このため、2020年4月、住宅用非常灯技術基準、屋外用非常灯及びソーラーライト技術基準を制定し、住宅用非常灯及び屋外用非常灯等の自主評定制度を発足した。地方公共団体が策定する地域防災計画と連動して、一定の品質水準を確保した製品の普及を目指している。

2. エリア防災照明器具の概要

工業会では、夜間自宅にいる際に災害で停電が発生し、家から避難所まで避難することを想定して、①家から屋外へ移動、②家から避難場所へ移動、③避難場所での行動、④避難所での生活の4段階に分類し、各段階で必要な照明の要件を整理した。

これらをパンフレット「停電に強いまちづくり、あかりでエリア防災照明」¹⁾にまとめ、普及活動を開始している。（図1）



図1 エリア防災照明の概要と考え方¹⁾

3. 住宅用非常灯及び屋外用非常灯等の自主評定制度 ～2020年5月第一回自主評定制度委員会開始～

工業会では2020年4月、JIL 5506-2：住宅用非常灯技術基準—第2部、及び、JIL 5510：屋外用非常灯及びソーラーライト技術基準を制定し、また、申請された製品がこれらの技術基準に合致するかどうかを判断する組織として、有識者・専門家による住宅用非常灯及び屋外用非常灯等自主評定制度委員会を設置した。

工業会より評定制度を交付された登録製造事業者は、製品に評定制度マーク図2を表示することができ、各家庭や自治体等での機器選定の目安にさせていただくことを期待している。

なお、不特定多数が利用する施設（商業ビル、ホテル、地下街等）には、現行法令により誘導灯、非常用照明器具の設置が義務付けられており、それぞれ認定マーク、適合マークが表示されている。今回の自主評定制度マークはこれらとは異なるマークであり、ご注意いただきたい。



図2 評定制度マーク

4. 今後の普及啓発活動計画の一例

工業会では、2020年10月3日開催の内閣府主催WEB展示会“ぼうさいこくたい2020”に出展する予定です。今後、各省庁、都道府県市町村及び関連する団体などを通じ、住宅用非常灯及び屋外用非常灯等の普及に向けた広報活動を展開する計画です。

附属資料—1 エリア防災照明リーフレット

- 2 JIL 5506-2：住宅用非常灯技術基準—第2部
- 3 JIL 5510：屋外用非常灯及びソーラーライト技術基準

本件に関するお問い合わせ先
一般社団法人 日本照明工業会
企画部 森川・小林
認証部 福盛
電話番号 03-6803-0501
FAX 03-6803-0064
メールアドレス morikawa@jlma.or.jp